

雇用就農資金のねらいと 事業実施の留意点

「雇用就農資金」のねらい

- (1) 農業者の高齢化・後継者不足と、規模拡大・経営多角化による幅広い人材の確保が急務
- (2) とりわけ、世代間バランスのとれた農業就業構造にするため、2023年までに新規就農者の定着を拡大し、40代以下の農業従事者40万人の確保が必要
- (3) 雇用就農者や独立を目指す新規就農者を確保・育成し、40代以下の農業人材の確保と地域農業の発展を支援をめざす



次世代の農業を担う人材の 育成・確保および定着率の向上

「雇用就農資金」の支援の概要

雇用就農の促進のため、
49歳以下の就農希望者を
新たに雇用する農業法人等に対して
資金を助成する

次世代の農業を担う人材の育成・確保および定着率の向上

事業応募の要件:定着率

雇用就農資金、農の雇用事業、雇用就農者実践研修支援事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業において平成29年度～令和3年度までに研修を開始した法人等雇用就農者等が2人以上いる場合、農業に従事している法人等雇用就農者等の数が、過去に受け入れた雇用就農者等の数の1/2以上であること。

事業応募の要件:増加分支援要件

雇用就農資金では、新規雇用就農者の増加分が支援対象となる（＝増加分支援要件）。そのため、過去に雇用就農資金の支援対象となった新規雇用就農者が離農している場合、新たに支援を受けるためには、当該離農者分にあたる新規就農者（＝補完雇用就農者）を雇用しなければならない。補完雇用就農者については、支援対象の新規雇用就農者と同様の条件で雇用されている者とする。
※詳細は12頁を参照。

募集・助成等の期間と助成額

支援期間	支援対象となる 新規雇用就農者の採用日
2022年10月1日～2026年9月30日	2021年10月1日～2022年6月1日

助成期間	助成額 ※1,2
最長 4年間	年間最大 60万円 (月額 5万円)

- ※1) 事業実施期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません。
- ※2) 新規雇用就農者が多様な人材（障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等）の場合は、年間最大15万円（月額1.25万円）が加算されます。

忘れてはいけない主な要件

- 要件を満たさない場合、採択取り消し
- 虚偽・不正が認められた場合、ブラックリストに

1 法人等雇用就農者および農業法人等の要件

(1) 法人等雇用就農者の要件

- ① 2021年10月1日から2022年6月1日までに農業法人等で正社員（独立希望者は従業員でも可）として就業を開始しており、支援開始日時時点で正社員としての就業期間が4ヶ月以上12ヶ月未満を経過している者であること
- ② 過去の農業就業期間等(正規の従業員、パート、期間雇用、季節雇用、アルバイトを含む)または農業研修の期間が5年以内であること
- ③ 法人等雇用就農者が代表者の3親等以内の親族の場合、代表者と同居しておらず、かつ親族以外の正社員がおり雇用条件が同等であること
- ④ 法人等雇用就農者が外国人の場合、「永住者」「本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する者であること
- ⑤ 法人等雇用就農者が過去に本事業または、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業で採択されたことがないこと

※助成を受けずに研修を中止、または取り下げている場合は除く

- ⑥ 過去に農業法人等で就農準備資金（2021年度以前は農業次世代人材投資資金の準備型、2016年度以前は青年就農給付金の準備型）または、就職氷河期世代の新規就農促進事業の交付を受けていないこと(ただし、過去に農業法人等で準備型または就職氷河期世代の新規就農促進事業の交付を受けて研修していた耕種・畜種の職種と、本事業における研修の職種が異なる場合及び道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関で準備型または就職氷河期世代の新規就農促進事業の交付を受けて研修していた場合はこの限りでない)

(2) 農業法人等の要件

- ① おおむね年間を通じて農業を営み、本支援終了後も継続して農業経営を行う事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）又は新規就農者を雇用して技術を習得させる機関であること
- ② 法人等雇用就農者は正社員(農業法人等の役員は含まない)として雇用(雇用契約を締結)し、1週間の所定労働時間(年間平均)が原則として35時間以上であること

※障がい者の場合は20時間以上

※正社員とは1週間の所定労働時間が当該農業経営体の他の従業員と同じ(就業実態に即したフルタイムの勤務体系であり、嘱託、パート、期間雇用、季節雇用、アルバイトを除く)で、雇用期間の定めのない者

※研修後に独立等をするを前提とした法人等雇用就農者(以下「期限付き法人等雇用就農者」)については、従業員として雇用契約を締結すること

③ 法人等雇用就農者を農畜産物の生産(当該農畜産物の加工・販売を含む)に従事させ、栽培・飼養技術、加工・販売のノウハウ等を指導すること。なお、研修はおおむね年間300時間以上行うこととし、栽培・飼養技術の研修は、必須とする。また、期限付き就農者については、経営ノウハウを身に付ける研修を、必須とする。

④ 十分な指導ができる研修指導者(農業経験5年以上。経営主本人を含む。法人等雇用就農者1名につき複数名設置可能)を置き、技術、経営ノウハウを習得させるための指導を行うこと

※5年未満の場合、認定農業者(ただし、法人の場合、研修指導者は代表者に限る)、または経営開始型の早期経営確立者であれば可

⑤ 法人等雇用就農者を雇用保険、労災保険に加入させること。また、法人については、厚生年金保険・健康保険に加入させること

⑥ 常時10人以上の従業員がいる場合、就業規則を提出すること(賃金規程等の別に定める規程がある場合は併せて提出)

⑦ 労働基準法等で定められた管理帳簿(出退勤・休憩時間が記された出勤簿、賃金台帳、労働者名簿の法定3帳簿)を整備していること

⑧従業員が6ヶ月間継続勤務し、その6ヶ月間の全労働の8割以上を出勤した場合は、10日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤続勤務日数1年ごとに、その数に1日（3年6ヶ月以後は2日）を加算した有給休暇を総数が20日に達するまで付与すること

⑨次の項目を就業規則等に規定している又は研修開始後1年以内に新たに規定すること

ア.労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間の途中に確保すること

イ.毎週1日以上、又は4週間を通じて4日以上の休日を確保すること

⑩次の項目のいずれか1つ以上に既に取り組んでいる又は研修開始後1年以内に新たに取り組むこと
(イの場合は、既に取り組んでいる又は研修開始後の翌決算期までに取り組むこと)

ア.就業規則等（労使協定の締結含む）に年間総労働時間（所定労働時間及び残業時間の合計）を2,445時間以内とすることを規定すること

イ.従業員の人材育成および評価の仕組みを整備すること

ウ.農業の「働き方改革」に資する施設を整備すること

⑪過去に、雇用及び研修に関して法令の違反や虚偽の報告など、本事業および農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業に関する不正を理由に事業の取消等のトラブルがないこと(是正後1年を経過していれば可)

⑫過去に返還すべき助成金がないこと

⑬法人等雇用就農者の就農状況等の調査について、事業期間中、事業終了直後及び事業終了1年後に報告することを確認していること

⑭研修の実施に対する助成や、本事業の支援期間と重複する雇用に対する国の公的助成を受けていないこと

※ 正規雇用前までの「トライアル雇用」は可

⑮平成29～令和3年度までに本事業および農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業の研修を開始した研修生（法人等雇用就農者）が2人以上いる場合、農業に従事している者の数が過去受け入れた者の2分の1以上であること

※要件違反等の理由で採択取消となった場合、該当研修生（法人等雇用就農者）が農業に従事しているかに拘わらず離農扱い

⑯研修内容等を就農に関するポータルサイトに掲載していること

⑰研修指導者または経営者等は、雇用就農者の育成強化に資する研修またはセミナーを内容に組み入れた指導者養成研修会に出席すること

⑱法人等雇用就農者に日本農業技術検定を受験させる等またはその他の手法により技術習得状況の確認に努めること

⑲達成目標と具体的な取組を記載した農業の「働き方改革」実行計画を作成し、公表等の方法により、従業員と共有すること

(3) 補完雇用就農者の要件

雇用就農資金では、新規雇用就農者の増加分が支援対象となる（＝**増加分支援要件**※¹）。そのため、過去に雇用就農資金の支援対象となった新規雇用就農者が離農※²している場合、新たに支援を受けるためには、当該離農者分にあたる新規就農者（＝**補完雇用就農者**）を雇用する必要がある。

補完雇用就農者については、支援対象の新規雇用就農者と同様の条件で雇用されている者とし、主な要件は次の①～⑥のとおり。

※1 「増加分支援要件」の確認イメージは12頁を参照

※2 「離農」に該当するかどうかは11頁を参照

- ① 当該農業法人等において初めて本事業の支援対象となった法人等雇用就農者のうち採用日が最も早い者の採用日以降に、当該農業法人等との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結して採用された者であること。ただし、当該就農者が独立等することを前提としている場合は、従業員としての雇用契約の締結で可とする。
- ② ①の採用日時点で原則50歳未満であること。
- ③ 過去の農業就業期間等が5年以内であること。
- ④ 雇用保険及び労災保険に加入していること。また、雇用元が法人の場合は、厚生年金保険及び健康保険に加入していること。

- ⑤ 主に農畜産物の生産（当該農業法人等で生産された農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事し、1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）が35時間以上であること。ただし、当該就農者が障がい者の場合は、1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）は20時間以上で可とする。なお、1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）がこれらに満たないやむを得ない事情があると本会が認める場合はこの限りではない。
- ⑥ ①で締結した雇用契約より前に当該農業法人等との間で正社員としての雇用関係がないこと。ただし、当該農業法人等が新たに農業に参入した法人であって参入以前に雇用関係がある場合はこの限りではない。



※法令違反、虚偽の申請、不正等があった場合、次回から雇用就農資金を実施できなくなるので要注意！

補完を要する場合（離農にかかる判断）について

支援対象者の定着・離農にかかる判断については以下①を基本とし、②の「やむを得ない事情である場合」及び③の「助成金支払いがなされていない場合」は補完を要しない。

① 定着・離農にかかる判断

【定着していると判断するケース】

⇒研修中、研修後も勤務中、独立就農、実家・親元で就農、転職（農業関係）、就学・研修（農業関係）

【離農していると判断するケース】

⇒転職（農業関係以外）、就学・研修（農業関係以外）、進路未定、不明

- ② ただし、雇用就農者等が多様な人材（障害者および生活困窮者、刑務所出所者等）である場合や法人等雇用就農者の死亡、天災その他やむを得ない事情であると全国農業会議所が認めた場合は、補完を要しない。
- ③ 助成金の支払いがされていない「取り下げ」及び「中止」等は補完を要しない。

法人等雇用就農者による 他事業（新規就農）の活用について

- 採択された法人等雇用就農者に必ず伝えてください。

	事業名	可否
「雇用就農資金」 （法人等へ就職・研修） 最大60万円/最長4年 法人等に支給 ※ 今回の事業	「就農準備資金」 （新規就農前に研修） 最大150万円/最長2年 研修生本人に支給	原則不可 交付主体の都道府県 （公社）等に確認が必要。 ※雇用就農資金、就農準備資金は、どちらも 研修の実施を前提（要件）としているため
	「経営開始資金」 （新規就農後に交付） 最大150万円/最長3年 研修生本人に支給	原則可能 交付主体の市町村に 確認が必要

「雇用就農資金」・・・雇用就農者の確保・育成を推進するため、就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成
「就農準備資金」・・・次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）を交付
「経営開始資金」・・・次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付

新規就農者育成総合対策

【令和4年度当初予算額 20,700 (20,501) 百万円】
 (令和3年度補正予算額 2,900百万円)

＜対策のポイント＞

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート、職業としての農業の魅力の発信等の取組を支援します。また、就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学院・農業高等学校・農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化等の取組を支援します。

＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大 (40万人 [令和5年まで])

＜事業の内容＞

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、県が機械・施設等の導入を支援する場合、県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

- ① 新たに経営を開始する者に対して、資金を助成します。
- ② 研修期間中の研修生に対して、資金を助成します。
- ③ 雇用元の農業法人等に対して、資金を助成します。

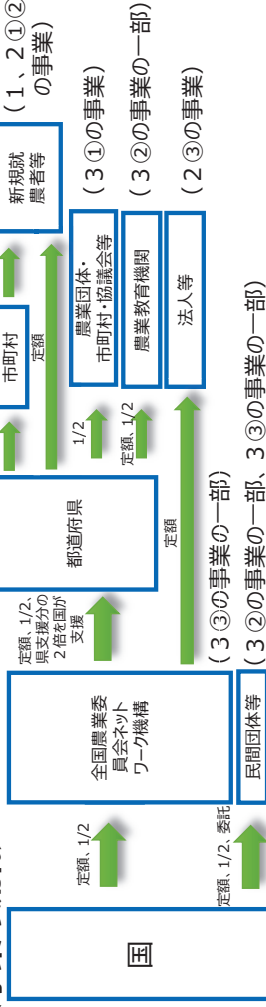
3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

- ① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な研修農場の整備、地域における就農相談員の設置、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポートを支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化を支援します。
- ③ 農業就業体験、就農相談会の開催等による多様な人材の確保を支援します。

(令和3年度補正予算) 新規就農者確保緊急対策

就農準備を支援する資金の交付、農業法人等での実践研修等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 経営発展への支援

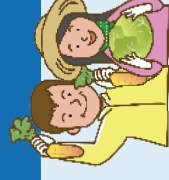
経営発展支援事業※1

(機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、リース料等が対象)

対象者：認定新規就農者※2 (就農時49歳以下)

支援額：補助対象事業費上限1,000万円 (2①の交付対象者は上限500万円)

補助率：県支援分の2倍を国が支援 (国の補助上限1/2 <例> 国1/2, 県1/4, 本人1/4)



2. 資金面の支援

① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4 (就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長3年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長2年間

補助率：国10/10

③ 雇用就農資金

対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

支援額：最大60万円/年×最長4年間

補助率：国10/10

3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

① サポート体制構築事業※1

農業団体等の伴走機関が行う研修農場の

機械・施設の導入等を支援

・就農相談員：資金・生活面等の相談

・先輩農業者等：技術、販路確保等の指導

② 農業教育高度化事業

農業大学校、農業高校等における

・農業機械・設備等の導入

・国際的な人材育成に向けた海外研修

・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化

・出前授業の実施、リカレント教育の充実等

③ 農業人材確保推進事業

インターンシップ、新・農業人フェアの実施 等

※1 取組計画に応じた事業採択方式

※2 新規参入者、親元就農者 (親の経営に従事してから5年以内に継承した者) が対象

※3 前年の世帯所得が原則600万円未満の者を対象

※4 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象

※5 支払方法は、月ごと等、選択制

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)